社会情勢等により、規定・ルールが変更となる場合がございます

Rakuten Fashion Week TOKYO

Rakuten

新型コロナウイルス
感染予防対策マニュアル

Version 7.0

2022.06.20

Rakuten Fashion Week TOKYOにご参加になられるブランド他、関係者共有のマニュアルです。使用する会場の環境に合わせて、それぞれの項目を遵守してご対応ください。
公式会場（渋谷ヒカリエ ヒカリエホールA、表参道ヒルズ スペース オー）を使用する場合、それぞれの会場毎にJFWが作成する会場使用マニュアルの内容も合わせてご確認ください。
出展者様の関係者・来場者に新型コロナウイルス感染者が発見された場合、広範囲に渡り影響が及びますので、しっかりとした新型コロナウイルス感染症対策をご計画ください。
なお、新型コロナウイルス感染者が発見された場合には、契約書に基づきご対応いただきます。

一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構

新型コロナウイルス感染予防対策について

JFWO は、新型コロナウイルス感染症の感染予防を図るため、令和4年5月23日策定 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策 の基本的対処方針」、 令和3年10月25日策定「ファッションショーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 」、渋谷ヒカリエ・ 表参道 ヒルズの施設ルール 等を踏まえ、ファッション・ ウィーク独自の感染症予防対策マニュアルを作成いたしました。 出展者各位におきましては、本マニュアルの内容を十分に理解した上で、イベントの実施及び感染予防対策に 努めていただくようお願いいたします。

尚、本マニュアルは、感染状況により必要に応じて改訂致します。
公式会場以外の施設を借り受けてショーを実施する場合は、施設管理者と協議し、開催エリアの自治体のルールを確認の上でショーを実施してください。

◯感染予防・ 感染拡大防止のための基本的な考え方

これまでの専門家による研究を通じ、新型コロナウイルス感染症の主たる感染経路が「接触による感染」と「飛沫感染」、「マイクロ飛沫感染」であることが知られるようになりました。また、発症前 1 日ないし 2 日前の無症状・ 無自覚状態が最も感染力が強いことと、クラスター対策の重要性が指摘されています。したがって、多くの来場者が集まるファッションショー開催にあたっては、ショーが行われる会場内はもちろん、会場周辺・ 実施前後においても「接触感染」と「飛沫感染」、「マイクロ感染」のリスクをいかに極限まで減じるか、そして万一感染が発生した場合は感染拡大を防ぐ為の対策の主眼とします。

施設を借り受けて集客を伴うショーを実施するブランドは、ショー開催にあたっては、施設管理者と協議の上、開催地の自治体ルールに従い、物理的経済的に可能な限り対策を講じ、感染予防・ 感染拡大防止に努めてください。ブランド関係者及び制作関係者自身はもとより、来場者に対しては会場において講じる対策と併せ実施前後における対策を丁寧にお伝えし、感染予防・ 感染拡大防止意識の啓発に努め、来場者の「能動的参加」への理解を促していく必要があります。

ブランドは、事務所での事前打ち合わせやリハーサル等の制作過程も含め、当該ショーのモデルを含む出演者及びそのショーに携わるすべてのスタッフ（以下、「ショー関係者」）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じてください。また、事務所、スタジオ、会場の利用にあたっても、同様に適切な感染予防対策に努めてください。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件のある場所は、感染を拡大させるリスク、すなわち「接触感染」と「飛沫感染」「マイクロ感染」を誘発する機会が高いと考えられます。本ガイドラインは、これを避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

上記に基づき、下記、ショー関係者、来場者に周知し、共有すべき「基本行動ルール」を参照し、感染対策を徹底してください。具体的な対策の検討にあたっては、開催会場のガイドラインも含め計画してください。

ショー関係者及び来場者にて共有すべき「基本行動ルール」：

- 基本的感染対策：接触感染、飛沫・エアロゾル感染への対策
    - 常時正しいマスクの着用・咳エチケットの徹底（十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う。マスクの着用法については、厚生労働省ＨＰを参照）
      （参考）国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
    - 身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）の確保
    - 密閉・密集・密接の回避
    - 接触機会の削減
    - 大声での会話や発声を控える
    - 流水によるこまめな手洗い・手指消毒の徹底
    - 体調管理（体温測定、健康状態チェック）

1．ショー関係者が講じるべき具体的な対策

ブランド関係者及び制作関係者を含むショー関係者は、「たった一つのイベントの失策が社会からの安心感・信頼感を損ない、その後のイベント開催やファッション産業、社会全般に芳しくない影響を及ぼす」ことを肝に銘じ、スタッフ一人一人が緊張感をもって業務に当たってください。少しでも体調が悪いと感じた場合には休み、同時に、ブランド関係者や制作関係者は、スタッフに体調不良者が出た場合、可能なバックアップができる体制を構築しておくことが求められます。
主催者は、本マニュアル14,15ページにあるチェックリストを参考にしながら、搬入から搬出、撤収までの各作業工程における感染対策をまとめたシートを用意し、作業にあたる各員が自身の行動を管理できる準備を整えることを心がけます。

1-1．ショー関係者による感染予防・感染拡大防止策

- ショー関係者には毎朝の検温を義務づけ、以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととします。
    - 業務に従事する当日または前日に発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者（体調が悪いときは、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。）
      （参考）厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

    - 過去7日以内に新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触がある者
    - 過去7日以内に同居家族や身近な知人の感染が疑われる者
    - 新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者
- 表現上困難な場合を除き、原則として正しいマスクの着用を求めるとともに、こまめな手洗いや手指消毒を徹底します。出演者の出演時等、マスクの着用ができない場合については、「2-2．ショー関係者の身体的距離の確保等」の記載事項を確実に遵守します。
- ショー関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握し、名簿を作成します。
- 名簿は 3週間以上保管すること。また、ショー関係者個人に対しては、それら情報が必要に応じて公的機関へ提供され得ることを事前に周知し事前承諾を得ることとします。
- ショー関係者の名簿作成者（主としてブランド）は個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。（後日、会場内に感染者がいたことが判明した場合等に保健所などに申告内容を伝える等が想定され、その了承を事前に得ておく必要があります）
- 開催地域の感染状況を踏まえ、マスクを着用していない相手と接するスタッフについては、マスクに加えてフェイスシールドを併用してください。
- 少しでも体調不良を訴えるショー関係者が見いだされた場合は、抗原簡易検査キットを活用し、検査を実施し、検査結果が陽性であった場合は、すみやかに然るべき機関によるPCR検査を受けるようにします。
  使用する抗原簡易検査キットの購入にあたっては、国が承認した抗原簡易キット（以下参照）を購入し、使用する際は、①検体採取に関する注意点を理解した上で、正しい方法で検査するようにしてください。

  https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf
  （令和３年６月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）について」）

- 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA や各地域の通知サービスのインストール、入館時に稼働確認を行うことをお薦めします。

1-2．ショー関係者の身体的距離の確保等

- ショー関係者間で身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、ショー関係者の人数は必要最小限に限定します。
- 身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）の確保が困難な場合、パーテーション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。
- ショー関係者の人数を最小限にすべく、作業工程の見直し等工夫をします。

- 仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める
- 見学者、関係者の家族・知人等のショーの開催に必要不可欠とはいえない者はショー会場等には立ち入らない。接触が防止できない恐れがある場合は、開催を見合わせることなども検討しながら対策を講じるようにする
- その他、事務所での事前打ち合わせやスタジオでのモデルオーディションやリハーサル等の制作過程においても十分な感染防止策を講じる

1-3．ショー関係者の食事とケータリング

- ケータリング形式での提供は原則禁止です。不可欠の場合は、すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1 回分ずつ分けて配布するものとします。また、すべての飲み物は 1 回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するものとします。ビュッフェ形式での提供は行いません。
- 食事の際は、身体的距離の確保として、極力2 メートルを目安に（最低 1 メートル）確保するものとします。なお、身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらすことで身体的距離の確保が可能な人数に制限する、または、パーテーションを設置するものとします。併せて、真正面の配置は避けて同一方向を向く等の形態で提供を行うよう努めます。
- 食事を扱うスタッフは、事前にこまめな手洗いや手指消毒を行い、手袋を使用しこまめに交換します。
- 食事中の会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを正しく着用のうえ、行ってください。
- 飲食用に感染防止策を行なった工リア以外での飲食を控えてください。
- 休憩時間中、及び、イベントの前後の飲食においても、感染防止を意識した行動をとって下さい。

1-4．ランウェイ及びステージにおける感染防止策

- 出演者は、ショーの間もマスクを着用しない出演者同士の身体的距離の確保として、極力 2 メートルを目安に（最低 1 メートル）確保するよう努めます。また、身体的な接触は控えます。
- ランウェイ及びステージの周辺は飛沫感染、接触感染のおそれがあるため、周辺で作業を行う制作関係者は、出演者がマスクを装着していない場合、自身もマスクに加えてフェイスシールドを装着し、作業の前後にこまめな手洗いや手指消毒を徹底するとともに、機器や物品、周辺環境の消毒を徹底して行います。（参考：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）| https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）

1-5．ヘアメイクと衣装

- モデルとヘアメイクスタッフは、ヘアメイクの前後にこまめな手洗いや手指消毒を徹底して行うものとし、スタッフ間は極力 2 メートルを目安に（最低 1 メートル）

間隔をとるものとします。また、ヘアメイク用具を他の出演者に再利用することは行わないものとします。

- ヘアメイクスタッフ及び衣装スタッフは、マスクを正しく着用（密接する作業の場合は、マスクに加えてフェイスシールドを併用）します。特に、ランウェイに出る直前の、マスクを着用していないモデルに接触するスタッフはマスクとフェイスシールドの着用をすることを徹底します。
- バックステージ等において、マスクを着用していないランウェイ出演者同士の会話を禁止する、身体的距離（極力２メートル、最低１メートル）の確保、身体的接触が起こらないよう管理します。
- モデルを含む出演者の衣裳着脱の前後に、モデルと衣装スタッフは流水によるこまめな手洗いや手指消毒を徹底して行うものとします。

1-6．大道具と美術

- 大道具と美術のスタッフは、用具の共有を行わないでください。
- 作業の前後に、流水によるこまめな手洗いや手指消毒、物品や周辺環境の消毒を徹底して実施してください。

1-7. トイレ

- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ペーパータオルを使用するか、個人用にタオルを準備します。
- ドアノブなど、不特定多数が接触する場所は定期的に消毒を行います。
- トイレ後は必ず石鹸で手を洗います。
- なお、設備としてあるハンドドライヤーは、メンテナンスや清掃の状況を事前に確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合は、使用します。

1-8．換気

- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30 立方メートル/時･人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客工リア、施設内各控室毎に確認しておきます。
- 施設管理者と協議の上、「30 立方メートル/時･人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するための各工リア･部屋毎の換気ルールを定め、会場使用当日は、ルールに従って定期的に換気を行います。
- ショー開催中、アフターインタビュー等では開扉可能な扉･窓･入り口をすべて開放し、積極的に換気を行うようにします。
- バックステージ（フィッティングルーム、メイクルーム等）、控室及びスタッフルームについても常時換気を行うようにします。上記、換気能力が確保できない工リアに関しては、人数制限で対応します。
- 寒冷地における換気を適切に行う上では、温度を維持しながら湿度が40%以上になることを目安に適度な換気を行うこと、加湿器等で適度な湿度を維持する工夫を行うこと、また、特に密が発生しやすい場所では、CO2モニター等で換気状況を確認

し、1000ppm以下（※）を維持することを推奨します。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）

1-9．清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底し、手袋は適時交換します。
- 清掃作業の前後に、こまめな手洗いや手指消毒を徹底して行います。

1-10．感染が疑われる者が発生した場合の対応策

開催施設の感染対策ガイドラインと合わせて調整の上、極力以下の手順に沿って対応できるよう計画を行います。

上記に応対する者（スタッフ）はマスクとプラスチックエプロン、フェイスシールド、手袋の着用を徹底します。また、これらを装着中は不必要に周囲の環境などに触れず、応対が終われば速やかに指定された手順で脱衣後、指定されたゴミ箱に廃棄し、手指消毒を行います。

また、必要に応じて、保健所等と連携しながら地域の感染状況等の実態把握に努めます。

A. 会場内で感染が疑われる者が発生した場合のショー関係者（スタッフ）の措置

- 事前に、感冒症状等感染が疑われる方が来場・発生した場合の連絡、（必要に応じ）搬送手順について施設管理者とともに会場施設から最寄りの保健所や東京都発熱相談センターと事前に連携を確認しておきます。
- 発生時は、下記の手順で対応します。

①感染が疑われる方にはマスクを正しく着用させる。

②あらかじめ確保しておいた「他の入室者を禁じた個室あるいはパーテーション等で区画されたスペース（換気風通し良いところ推奨）」に案内する。

③指示があるまで待機する。

前項の通り、施設管理者の指示を仰ぎます。

B. ショー関係者に感染が疑われる者が発生した場合

- 速やかに該当者の隔離等を行い、人との接触をできる限り避ける必要があります。速やかに施設管理者へ連絡し、指示を受けることとし、必要な情報提供を行います。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。

- 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。PCR検査で陰性が確認されるまでは参加を認めません。

C. 来場者に感染が疑われる方が発生した場合

- 該当するお客さまを速やかに、あらかじめ確保しておいた「他の入室者を禁じた個室あるいはパーテーション等で区画されたスペース（換気風通し良いところ推奨）」に誘導案内し、人との接触をできる限り避けていただきます。施設管理者と連携して、その指示に基づき、対応します。

1-11．周知・広報

- 以下についてショー関係者に対して周知・広報します。
    - 咳エチケット、正しいマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底
    - 身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）の確保の徹底
    - 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOAや各地域の通知サービス のダウンロード・インストールの推奨
    - アプリのQRコードを入り口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
    - 携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリCOCOAを機能させるため電源及び Bluetoothをオンにした上で、マナーモードにすること。

2．会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策

会場の選定にあたっては、感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示し適切に実践し、開催地の自治体によって定められた「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得している施設をお薦めします。また、来場者数に対し、身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）が確保できる余裕のある会場を選定するように努めてください。

2-1．基本的事項

- スタッフ入口及びバックステージ（フィッティングルーム、メイクルーム等）にアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励します。
- ドアノブ、手すり等のショー関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行ってください。
- 機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限します。
- 会場施設等の管理者の指導の下、換気のルールを作成した上で実施し、適切な対策が行われているか確認をします。
- バックステージ（フィッティングルーム、メイクルーム等）、控室、スタッフルーム等は常時換気を行うものとし、またドアノブや椅子等、手が触れる場所は定期的に消毒を行います。
- 来場客の立ち入りエリアについても、施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒を行います。

2-2．出演者と来場客との身体的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

- ランウェイ及びステージと客席との距離は極力 2 メートル（最低1メートル）とします。モデルが大声を発生する演出の場合には、観客との間隔を必ず2メートル以上確保します。

アリーナ、ドーム等大規模会場においてはランウェイ及びステージの他、移動導線についても、来場者との距離（ステージとの高低差含み）を確保します。

2-3．客席部スタンディング対応

- 身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）を確保した上で、立ち見エリアの面積に準じた人数設定をし、総入場者数を管理します。
  推奨値：最低 1㎡ / 人
- スタンディングエリアの運用については、施設担当者と協議を行い、各施設の規定に従ってください。

2-4．会場内換気対応

- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30 立方メートル/時･人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客エリア、施設内各控室毎に確認しておきます。
- 施設管理者と協議の上、「30 立方メートル/時･人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するための各エリア･部屋毎の換気ルールを定め、会場使用当日は、ルールに従って定期的に換気を行います。
- 会場設備の換気能力等を考慮し施設管理者と協議の上、必要に応じ、大型扇風機、サーキュレーター等の資材･備品を追加手配･装備し、会場内の換気効果を高めます。その際、大型扇風機、サーキュレーターは開放した窓やドアに向かって一方向に作動させることが有効です。
- 「30 立方メートル/時･人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気を確保」することを目途とします。
- 会場基本設備及び機能を前提に、公演の内容･態様による来場客の反応等を考慮し、施設管理者と事前協議の上、休憩時間中にはドア等の開放を行います。

2-5．会場内外の待機列

- 待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）においては、来場客同士が身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）を確保して整列できるように、そのキャパシティに応じ、目安となる人数上限を下回るようにします。
- 来場客への対面対応が必要な場所においては、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し、飛沫感染防止策を施します。
  （注）飛沫防止のため透明ビニールカーテン等を使用する場合は、火災予防のため以下に留意すること。
  (1) 火気使用設備･器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。
  (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
  (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

- 手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、係員がお客さまの持ち物に触れる場合は、手袋をし、手袋はこまめに取りかえます。また、手袋をせずにお客様の持ち物に触れた場合は、その後にこまめな手洗いや手指消毒を徹底して行います。

3．ショー関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策

- 来場者参加型の演出は行いません。
- （館内環境に注意し）来場者には十分な休憩時間の確保を心掛け、館内換気を励行します。休憩時間には、以下の点に留意します。
    - マスクを着用し、ロビーやホワイエでは人との間隔を身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）を確保し、会話は控えるように周知する。
    - 余裕を持った休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用するよう周知する。
    - 発声は控え、拍手のみとしていただくよう周知する。
- 来場者へ「基本行動ルール」の周知徹底をはかるため、出演者からの呼びかけも考慮します。
- 食事の際は、身体的距離の確保として、極力２メートルを目安に（最低１メートル）確保するものとします。なお、身体的距離を確保できない場合は、時間をずらすことで身体的距離の確保が可能な人数に制限する、または、パーテーションを設置するものとします。併せて、真正面の配置は避けて同一方向を向く等の形態で提供を行うよう努めます。
- 食事を扱うスタッフは、事前にこまめな手洗いや手指消毒を行い、手袋を使用しこまめに交換します。
- 食事中の会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを着用の上、行ってください。
- 飲食用に感染防止策を行った工リア以外での飲食を控えてください。
- 休憩時間中、及び、イベントの前後の飲食においても、感染防止を意識した行動をとってください。

4．来場者に関して講じるべき具体的な対策

来場者数については、施設の法定収容人数に準ずるものとする。収容人数が10,000人以上の場合、5,000人以下とします。

以下、来場者に対するご案内（事前承諾いただく事項）を示しています。基本的にデジタル対応を促すこととします。
具体的な手段（例）として、以下を示します。
①インビテーション配信時点
②当日会場入場時確認（基本は Web 登録。手書き対応も容認）

4-1．自己申告書（承諾書）の事前提出（例）：

インビテーション配信/デジタルインビテーション/招待状送付前

- 以下の事項について、来場者は来場前に事前確認･誓約ないし承諾いただく。
    - 個人属性（氏名、生年月日、住所、連絡先）の登録
    - 新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないことの誓約
    - マスクは正しく着用し、私語を控えていただけること
    - 公演開催地域の感染状況を踏まえ、ショー関係者から要請･配布があった場合、マスクに加えてフェイスシールドを着用していただけること
    - 後日、会場内に感染者がいたことが判明した場合に保健所などに申告内容を伝える可能性がある旨の了承
    - 以上の確認ならびに誓約を実施した申告書の提出がなされた来場者にのみ、デジタルインビテーション/招待状の送付を行うことの了承
    - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を事前にインストールし、公演前後でアプリを稼働することの了承

4-2．ショー当日の自己申告書（**Web** 登録）の提出（例）

- 以下の全ての項目（例）にあてはまる方はご入場いただけます。
    - 当日、外出前に自宅で検温し、発熱がないこと
      （ショー会場入場時にサーモメーターによる検温実施も検討する）
    - 発熱･ 咳･ 下痢･ 味覚障害･ 嗅覚障害･ だるさ･ 息苦しさ等の症状がないこと
    - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がないこと
    - 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方がいないこと
    - 新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないこと
    - マスクは正しく着用し、私語を控えていただけること
      （注）基本的にお客さまにはマスク着用を義務としていただき、 不備者の方は入場不可或いは公演主催者にて配布
    - 公演開催地域の感染状況を踏まえ、ショー関係者から要請･ 配布があった場合、マスクの着用に加えてフェイスシールドを着用していただけること
    - 一般的な禁止行為と同様、係員の指示に従わない場合退場願うことを了承していただけること
    - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスを予め来場客自身のスマートフォンにインストールし、使用できる状態でご来場いただけること。
    - 当日ご参加される方全ての氏名･ ご連絡先をご登録いただけること。
    - 会場内で陽性者が出た場合等、地方自治体や保健所から開示要請があった

4-3．会場内禁止行為について

- 会場内外において、一般的禁止行為（他の来場者の迷惑になる行為等）に加え、感染予防･ 感染拡大防止対策に基づく係員の指示に従わない場合、退場いただく場合があることを、事前告知します。
- 対象とする行為（案）：大声による発声、席間の移動、等
- 大声を出す者がいた場合、ショー関係スタッフが個別に注意などを行います。

4-4．時間別入退場の実施 （事前案内事項）

座席指定、座席までの導線確保など、来場者への適切な行動管理を事前に計画し、行うようにします。

- [入場時] 来場者には十分余裕を持った来場を事前に案内告知します。
- [退場時] ショー主催者による規制退場を行い、指定された座席ブロック、席列を指示して来場者同士の身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）を確保した移動を案内します。会場全域への音響アナウンスによる誘導と会場内整理員（前述の通り、客席ブロックエリアごと、かつ主な動線上に配置）による誘導案内を行います。

4-5．感染者（陽性者）確認連絡

- ショー開催後、地方自治体、保健所等から連絡があった場合には来場者、公演関係者の自己申告内容の情報を提供します。
- 当日、会場内に感染者（陽性者）がいたことを速やかにイベント主催者に報告し、要請に従い情報を提供します。

4-6. 感染予防・衛生面に関する協力依頼事項

- 正しいマスクの着用。（着用していない場合は個別に注意等を行う）
- 消毒液の設置及び入場時をはじめとするこまめな手指消毒。
- 会場諸施設・備品等に接触しないこと。
- 来場者同士、ショー関係者との身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）の確保。
- ロビー、ホワイエ、着席時の会話及び食事の自粛。

4-7. 来場者の食事とケータリング

- ケータリング形式での提供は原則禁止です。不可欠の場合は、すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1 回分ずつ分けて配布するものとします。また、すべての飲み物は 1 回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するものとします。ビュッフェ形式での提供は行いません。
- 食事の際は、身体的距離の確保として、極力2 メートルを目安に（最低 1 メートル）確保するものとします。なお、身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらすことで身体的距離の確保が可能な人数に制限する、または、パーテーションを設置するものとします。併せて、真正面の配置は避けて同一方向を向く等の形態で提供を行うよう努めます。
- 食事を扱うスタッフは、事前にこまめな手洗いや手指消毒を行い、手袋を使用しこまめに交換します。
- 食事中の会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを着用のうえ、行ってください。
- 飲食用に感染防止策を行った工リア以外での飲食を控えてください。

5．イベント主催者の開催可否判断のあり方～地域における連携協議体制について

ショー開催の可否は公演地地域の感染状況に基づきリスクアセスメントを行い、自治体とイベント主催者との協議によって判断されることから、ショー開催地地域社会（自治体、保健医療当局、施設管理者等）との連携協力・協議体制をつくります。

- 検討すべき事項（リスクアセスメント）：以下の状況を見て総合的に判断
    - 開催地の感染状況（開催地周辺～開催県～開催地方～日本全国）
    - 地域医療体制の状況
    - 来場者のショー会場までの交通移動手段の状況
      （注）宿泊を伴う開催地の場合は、開催地における⊐ロナ感染予防対策をしっかりとっている施設を選んで宿泊するようお薦めします。

    - ショー関係者・来場客から感染者が発生した場合の連絡、該当者の搬送体制
      →開催可否（当日を含む）の判断プロセスを共有
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談する。
- 主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する。
- 最終的には自治体他地域関係者との協議を基に公演主催者が判断する。
    - 関係者：
      ショー開催地（会場の所在地）の地方自治体（都道府県、市区町村）、保健当局、警察消防当局、会場施設管理者、公演主催者・公演関係者（当団体の会員社等）
    - 関係者間の協議体制について：
      感染状況が刻々と変化することから、定期的な連絡協議会を設置します。

以上

ファッションショー開催時の感染防止策　ガイドラインチェックリスト　（2022年6月X日時点）

開催会場及び、政府、開催地自治体が定めるルールに従い、以下チェックポイントを遵守した上でイベントを開催してください。
不明な部分、対応に困る事象がある場合は、ガイドラインの内容を改めて確認し、必要に応じて開催主催者、開催会場、開催地自治体へ確認するようにしてください。

主催者/主催側関係者/来場者　すべてに共通する「基本行動ルール」

- ☐ 会場キャパシティに対するスタッフ含む招待客人数、全収容人数内で収まる計画になっているか確認する
- ☐ こまめな石鹸による手洗い、手指消毒をする
- ☐ こまめな換気状態に気を配り自らの行動管理をする（１時間に２回以上、１回５分間以上）
- ☐ 常時、身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）の確保をこころがける
- ☐ 正しいマスクの着用義務及び咳エチケットの周知徹底
- ☐ マスクを着用している場合でも、大声での会話や発声は控え、会話は短く切り上げる等の意識を徹底する
- ☐ 体調管理義務（入場時の検温の義務。体調が優れない、37.5℃を目処に発熱がある場合は参加を控える）
- ☐ 接触確認アプリをインストールすることを心がける

主催者/主催関係者が準備、守るべきこと

- ☐ 独自の感染防止マニュアルを作成し、関係者内で周知徹底する
- ☐ 「基本行動ルール」が徹底されるようボードやパネル等で周知する（ガイドライン内の参考例参照）
- ☐ 関係者のみならず、来場者による列が想定できる場所には、、身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）を確保できるよう準備する
- ☐ 体調管理義務（入場時の検温の義務。体調が優れない、37.5℃を目処に発熱がある場合は参加を控える）
- ☐ 全入り口に、検温のためのサーモグラフィーまたは非接触型体温計を設置し、必要に応じて検温スタッフの配置手配
- ☐ 特に接触機会の多い場所の特定及び特定箇所における、こまめな消毒作業を実施するスタッフの配置手配
- ☐ 「基本行動ルール」が守られているかを確認し、注意を促すスタッフの配置手配
- ☐ 来場者受付時、来場者と極力対面や会話が避けられる方法の検討、実施
- ☐ マスクを着用していないモデルと接触するスタッフへの、使い捨て手袋及びフェイスシールドの準備

主催者/主催関係者が準備、守るべきこと
☐ リハーサル時にマイクなどを使用する場合は、使い回しをしないよう必要本数を確保し、使用し終わった際の消毒作業の徹底
☐ 休憩所などでは対面を避けることができるレイアウトを心がけ、弁当など食事をする際は、大人数で固まらず、少人数で摂るよう、配慮したスケジュールを組む。また、少人数であっても黙食をするよう徹底する
☐ 感染リスクが高まる付帯イベント（アフターパーティー等）はなるべく自粛を心がける
☐ 実施する際は、特にガイドラインに沿った感染防止対策を徹底する
☐ 囲み取材を実施する際は、身体的距離（身体と身体が触れ合わない距離）の確保、感染症対策を徹底する。
☐ 弁当のゴミ、マスクやティッシュなど、ゴミの処理方法は特にガイドラインによって処分できるように手配する
☐ マスクを忘れた、紛失した来場に配布できるマスクの準備
☐ 来場者の身元確認・健康状態を確認できる事前登録システム等の準備
☐ 状況、必要に応じた、関係者の抗原検査、PCR検査実施の準備
☐ 当日の来場者リストの作成（会期後最低３週間保管）準備
☐ 体調不良、感染疑いのある者（関係者、スタッフ含み）が発生した場合の対応、計画を準備し、会場側にも内容確認をしておく 〈 会場との確認事項 〉
☐ 開催会場における感染対策ルールを確認し、準備している自社ルールとの整合性、調整を実施する
☐ 施設としての換気システムの確認
☐ 検温や、来場者人数把握のための設備の貸し出し有無や、確認方法に関する通常所作の確認
招待客に対しての対応
☐ 来場者事前登録システム対応等のお願い
☐ 分散来場のお願い
☐ 基本行動ルールを守った来場の事前のお願い
☐ 当日会場で体調不良や発熱、基本行動ルールを守っていただけない場合は、入場をお断りする可能性があることを表明

参考資料 - 新型コロナウイルス等感染症対策推進室（内閣官房）HPより引用

場内外アナウンスやボード例 - 厚生労働省HPより引用